

神 労 基 発 0901 第 1 号 の 4  
令 和 2 年 9 月 2 9 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部長 殿

神奈川労働局労働基準部長

### 台風通過時・通過後の強風・大雨等による労働災害防止対策の徹底について

日頃から事業場における労働災害の防止につき御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年神奈川労働局管内においては、9月以降に発生した大型で猛烈な台風15号と台風19号により、高波での浸水、強風による足場の倒壊・クレーンの逸走倒壊など甚大な被害が発生しました。また、本年7月に発生した一連の豪雨は、九州、中部、東北地方をはじめ、広範な地域において、多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらしています。

今後、県内において、昨年同様の大型台風発生に伴う洪水災害、土砂災害、浸水害などの発生が懸念され、当該災害にトラックが巻き込まれたり、降雨時・暴風時のトラックでの高速運転にあつては横転事故等の発生する危険が生じます。さらに、貴会員事業場の建屋や車庫などが被害を受けることも考えられます。

そのため、台風による強風・大雨の影響下に入る前・影響下に入った時のトラック運転においてはトラックの運行経路や出発時刻の変更により、運転手・同乗労働者の安全確保に十分に配慮する必要があります。事業場の建物等の復旧作業においては適切な労働災害等発生防止の措置を講じて作業を進める必要があります。

以上から、貴会員の各事業場におかれては、下記の事項に御留意いただき、台風通過時・通過後の強風・大雨等による労働災害等防止対策に万全を期されるよう周知を要請いたします。

### 記

- 1 会員事業場の建物に対する強風に備えた建物等の倒壊及び損傷等の防止について  
台風の接近等に伴う強風により建物等の倒壊や損傷の危険が予想されるときには、強風による倒壊や損傷することを防止する措置を講じること。台風通過時には、倉庫や荷捌き場等の施設にかかる点検と異常個所の補修及びその他建物等の点検補修を速やかに行うこと。
- 2 台風の影響に配慮した運行計画の作成について  
台風被害の状況を予測し、台風の影響に配慮した運行計画を作成すること。なお、台風の影響を考慮し、事前に配送業務を全面的に中止した例もあることに留意すること。

3 台風通過後の運転者への留意事項及びトラック荷台からの災害防止対策について

台風ほか強風・大雨の通過後には、道路上の運転に際し、土砂崩壊、建物等の倒壊による危険が残存している可能性があることに配慮し、運転手への的確な運転経路・運転方法の指示を徹底すること。また、トラックの荷台などが雨に濡れて、滑りやすい状況下での作業にあっては、一層の転落防止措置を周知すること。

なお、台風通過後に熱中症発生リスクが高い高温多湿の気象となることがあるので、暑さ指数による健康管理、作業管理及び作業環境管理等、熱中症防止対策にも万全を期すること。

4 その他

本件の対策に当たっては、別紙1の「降雨及び強風等による労働災害防止の徹底について」リーフレットも参考にしてください。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き「3つの密」の回避及び新しい生活様式の普及等に心がけていただきますようお願いいたします(別紙2)。

参考 「強風」とは10分間の平均風速が10メートル毎秒以上の風をいうこと。

「大雨」とは1回の降雨量が50ミリメートル以上の降雨をいうこと。